

基本部会（平成 28 年度第 1 回）でなされた意見

平成 28 年 7 月 6 日

経済産業省産業技術環境局計量行政室

計量行政審議会基本部会（平成 28 年第 1 回：6 月 10 日開催）において、各委員からなされた計量制度見直しの論点に関する主な意見は次のとおり。

視点 1（民間事業者の参入の促進）全体

【高辻委員（国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター工学計測標準研究部門研究部門長）】

- 民間事業者の参入に関し、様々な方面で幅広く認めていこうという方向に関しては産総研としても賛成であり、産総研が取り組まなければならないことも多数ある。
- 一方、何でも認めて信頼性や社会の安全・安心という観点が抜け落ちてはいけない。押さえるべきところは押さえながら、できるだけ制度を広げていき、実際に社会で使われる方々の利益になるような方向で進めていくべき。そのために産総研で必要な措置や準備は行う。

視点 1・2（技術革新、社会的環境変化への対応）全体

【戸谷委員（東京都計量検定所所長）】

- 今後、自動はかりの関係や指定検定機関の導入等で民間の方へ移行していくと、自治体を中心に実施してきた部分のノウハウ等がますます薄れていくという前提がある。その中で、例えば自動はかりについて、自治体に立入検査だけやれといわれても、おそらく初めて見る人が多いため、あまり期待できないことが予想される。そういう中で、全国的な組織として存在する公的機関が一定のサーベイランスを担っていくという視点を忘れずに織り込んでいくべき。

論点 1（計量器開発の効率化：型式承認における試験成績書の受入れ）

【大谷委員（日本電気計器検定所理事長）】

- 日電検での電気計器の型式承認では、事前相談の結果に応じて、新規の承認や軽微変更の承認等の区分ごとに分類し、顧客のリードタイムに応じて品質を保ちつつ最適な型式承認の方法を見つけているが、新規の承認では、不承認が二桁のパーセンテージで存在している。そういったことから、第三者機関でのチェックは大変重要ではないか。製造事業者においてクロスチェック等を実施しても、不具合の見逃し等があるということもあり、試験信頼性を担保するためには様々な面で考慮が必要。
- 今後、新規の参入者や、海外の事業者がかなり参入することが想定されるが、その場合、M A A を取得していない海外の事業者についてはどうするのか。日電検へも試験の依頼があれば実施しなければならないが、型式承認試験の実施のボリュームが下がる中で、設備負担等を考えると、手数料の増加等の負の面も出てくることが考えられる。

【田中（康）委員（一般社団法人日本計量機器工業連合会理事）】

- 非自動はかりの場合、例えば10万回の繰り返し試験や温度サイクル等の比較的単純な試験だが長時間を要する試験は、認定された機器で定められた通りに実施すれば、場所を問わず大差は出ないため、外部で実施したものを認めると業界全体でスピードアップでき、顧客にも新しいものを早く提供できる。
- EMCや電磁場等、設備のみで億単位が必要な試験項目に関しては、都道府県や国などで、設備を要する第三者機関を認定するようになると製造事業者としてはやりやすい。

【山崎委員（独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター次長）】

- 試験成績書が用いられる場合、ISO/IEC 17025認定を前提とすることは、信頼性を確保する点で良いことであり、第三者の認定機関が実際に試験所に審査に入って認定するため、その点では一定の信頼性が確保されている。他方、このために新たに認定を取得するという事業者があれば、その認定の取得と維持にはそれなりの費用がかかるという点も認識しておく必要がある。
- N I T Eでは、非自動はかりのO I M L試験の一部の認定は既に行っており、試験方法が公知のものであれば、認定機関として認定区分をつくることは技術的には可能。

論点2（指定検定機関への民間事業者参入の促進：指定要件の見直し）

【戸谷委員】

- 検定は確かに制度上では検定公差のみの検査であるが、型式承認が得られた器物と合致しているかどうかは都道府県では確認している。型式承認番号が引用されていても、中身が入れ替わっている場合は、法定計量の意味がなくなる。そのため、仮に器差のみ検定を認めるとすれば、型式試験との接合、構造要件、承認された部品が使用されているかをチェックするような仕組み、これらが併せて必要。

【片桐委員（一般財団法人日本品質保証機構理事）】

- 器差検定のみを行う指定検定機関について、公平性の担保に何か仕組みを入れるということに関し、製造事業者自らが検定をやる、すなわち一度市場に出たものを製造事業者が検定するという仕組みができると公平性の点で若干不安が残る。そのような点をしっかりと担保する仕組みにしなければ、特定計量器の種類に限らず、データ改ざんや合否の不正等が起こり得る。ISO/IEC 17020の中にタイプAといった検査機関の仕組みもあり、そのような仕組みを適用し、公平性あるいは独立性を担保していくべき。

【大谷委員】

- 事業者のM & Aや合従連衡等といったことは突然起こることがある。見直しを実施するのであれば、この点も視野に入れて考慮すべき。

【戸谷委員】

○質量計メーカーでは他社の製品の修理は基本的に受けないという実態があるのだとすると、指定製造事業者制度を見直す中で修理検定等も付与していくという考えもあるのではないか。

【田中（康）委員】

○修理事業者の中には、様々なメーカーのものを直す実力をもった修理事業者もいる。そういう意味では、メーカーが指定検定機関に直接なるかどうかという点では、例えば別にサービス事業者を立ち上げた上、自社の製品だけではなくという形は可能になっていくとは思う。

論点 4（計量士の確保・育成：登録要件の見直し、研修等の義務づけ）

【戸谷委員】

○適正計量管理主任者を計量士に育てていくような取り組みがあってもいいのではないか。

【高辻委員】

○計量士の登録要件の年数を緩和することができるのではないかという論点で、今決まっている年数は理由があって決めており、年数の短縮には何らかの追加の要件や研修等が必要であり、それを担うのは産総研の研修センターという可能性が非常に高い。そういう方向で答申が出て決定すれば、産総研としては協力する。リソースも必要であり、時間もかかるため、少々理解をいただきつつ、協力したい。

論点 5（適正計量管理事業所制度の要件の見直し）

【河村委員（主婦連合会事務局長）】

○適正計量管理事業所の指定要件と ISO 10012 について、ISO 10012の方が内容がきびしいとしても、担保のされ具合はまた違うのではないか。また、審査の事務手続が大変というところに問題があるのであれば、合理化すればよいのではないか。
○方向性として、定期検査を受検したい事業者は引き続き受検してもよいのではないか。定期検査を受検しなくてよい事業者を増やすために指定要件を簡単にしようという施策に聞こえる。

論点 6（基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化）

【山崎委員】

○JCSSは昨年度末で263事業者が登録されており、もう普及・定着している時期。そのため、そのJCSSの校正証明書が活用できる分野があれば活用すべき。

論点 7（スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し）

【不破氏（電気事業連合会工務部副部長）】

○電力での「スマートメーター」は計量器単体だが、通信やサーバーも含めたものを「スマートメーターシステム」と呼んでおり、スマートメーターシステムについては既に導入が電力単体としては始まっている。それに際し、国の検討会の場でも、特にシステムあるいはセキュリティーに特化した議論をした経緯もあり、規格化するならば、そういった議論も踏まえながらやるべき。

【黒田委員（東京工科大学名誉教授）】

○ネットワークに大規模につながるということで、一番大切なことはセキュリティー。そこは計量法でどのように対応するかというところだが、もう一つ大事なことは、メーターについて、どこか一部が止まると全部計測できなくなることが起こるかもしれない。ネットワークにつながるということは、非常に慎重に様々な点について、セキュリティーを押さええていかなければいけないということを確認しつつやるべき。

【瀧田委員（一般社団法人日本電気計測器工業会技術・標準部部長）】

○例えば、電力量計、水道メーター、ガスメーターの3つの計量器について、型式承認は別々に行っているのですが、計量表示部を共通部として3つに分かれていたものを1つとするときに、どのように型式承認を行うかなど、細かい点ではあるがそのような課題をこの論点では検討を進めていくべき。

○今まさに様々な形でサイバーセキュリティーやコンシューマー用のセキュリティー等が各々検討されていると思うので、重複して違う議論をするのではなく、逆にそれらの検討に乗るべき。

【河村委員】

○例えば、スマートメーターは計量器であるが、計量器なのに計量法でカバーできない範囲の能力を持つと、IoTでつながった計量後のデータの行き先や用途は計量器であるのに計量法でカバーできず、別のしくみでプライバシーなどを担保しなければならない。良かれと思って全てを一括で管理することを可能としたことで、消費者にとって不利益な使われ方が合法的に可能となるということを懸念している。つまり、スマートメーターは、消費者から見ると確実に管理し切れるという担保が感じられない。

【田中（康）委員】

○ICタグ等のシステムの導入については、計量機器工業連合会では技術委員会というものがあり、そこで一部実際に検討を始めているものもあり、それ以外の技術委員会でも積極的に検討していこうという話にはなっている。

論点8（特定計量器として規制することを検討すべき計量器）

【田中（康）委員】

○自動はかりの精度や技術レベルはかなり高くなってきており、自動はかりで計量したものを、特定計量器である非自動はかりで計量するということもみられるが、そ

うではなく、自動はかりで計量したものをそのまま特定計量器での計量として取引・証明に使えるだけの技術レベルになっていくということが非常に大きい。既に各国でも自動はかりが取引に使う特定計量器となっている中で、日本が基準を設けないことで水準の低い計量器が非常に安い値段で入ってくるということになる。量目検査だけで管理をしていると、ゆくゆくは市場に量目が間違っただけのものが大量に出回り、それを管理しようとしたときに自動はかりを見ると、それ自体が余りいいものではなかったという状況になると、自動はかりは高価なため買い換えが難しいこともあり、非常に大きな混乱を将来的には来す可能性がある。そのため、自動はかりを指定製造、型式にしていくということには、時間をかけてのディスカッションは必ず必要だが、見直す方向で進めるべき。

【高辻委員】

- 自動はかりと水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）で状況はまったく違っており、自動はかりはすでに世の中にだいぶ普及しているもの。一方、水素ディスペンサーはまさにこれから動きのある計量器であり、見直しは良いタイミング。
- 自動はかりが今まで規制されていなかったのは、目的や市場の数等様々な理由があるが、産総研としては技術的に難しいというところもあり、これから実施するために必要な技術開発等を含めて産総研で頑張っていきたい。
- 水素ディスペンサーについてもこれからだが、これは自動はかりよりもさらに難しい。誰も合格できない規制を作っても仕方ないため、落とすところを探さないと結局誰も得をしないことになる。
- 安心や信頼性という意味ではやるべきことはもちろんやるべきだが、余り厳しくすると、価格に跳ね返ったり時間を要したりということとなる。産総研としては技術的にはあるが、そのあたりのバランスを取りたい。

【河村委員】

- 自動はかりを追加することに賛成。規制を緩和する動きという動きとしての整合性というよりは、計量器の規制の目的によって対象が決まるべきであり、これからこの自動はかりの方に世の中が移っていくとしたら、当然非自動はかりのみが特定計量器として規制されるというのは矛盾しているため、賛成。

【金澤委員（慶應義塾大学薬学部教授）】

- 水素ディスペンサーについては、水素ステーションの技術開発などがずっとレベルが上がっていきっており、近い将来対応可能という認識をしている。

【江口氏（一般社団法人日本スーパーマーケット協会理事・事務局長）】

- コスト負担の部分について、様々な規制が増える中、また新しい規制が入ってくるという感じがする。それがどこまでのコストかというのははっきりと答えられるわけではないが、確実にコスト負担にはなってくると思う。それは当然、企業である以上、価格にある程度反映せざるを得ないため、その点で、利用客との間でどうな

っていくのかはこれから非常に懸念するところではある。

【田中（康）委員】

- 検定実施は政令施行後少なくとも2～3年後という期間については、実際は型式承認を取り、その後に検定のため、期間としては少々厳しいと感じている。

論点9（計量証明事業者の最低設備等の見直し、都道府県による指導の均一化）

【田中（正）委員（一般社団法人日本環境測定分析協会会長）】

- 論点9・10での「ガイドライン」が、現在、各自治体計量検定所や計量行政部門が計量証明事業所へ立ち入りするときに使われているガイドラインを意味するのであれば、このガイドラインの取り扱いは現在非公開であり、そこが改正されても、事業者が自主的取り組みで新たに変えていくことが見えない。このガイドラインの取り扱いを「要求事項」等という形で、公開で扱うようなガイドラインとしてはどうか。
- 様々な都道府県にわたり複数の事業所がある事業者の作業手順書を一律とするため、各自治体の計量検定所間による指導の違いを統一すべき。

論点10（計量証明検査の見直し）

【田中（正）委員】

- 計量証明検査を実施していない自治体が相当数あり、実施している自治体に合わせるという意味で、3年に1回の計量証明検査を受けたことによって検定の5年目や8年目は免除というようなことで、一本化できるような点を今回の改正の中に落とし込んでどうか。
- 計量証明検査の実施について自治体にアンケートを取るべき。

論点11（質量分率と体積分率の明確化）

【田中（正）委員】

- 分析報告書や計量証明書を見て混乱しているため、%とwt%を明確に分けて運用するのはどうかという点は、日環協の中で700社程度への事業影響があるため、その中で発表しつつ、自主的な運用としての書き方のモデルという形で行っていきたい。

論点13（計量器に修理実施者への修理実績の義務づけ）

【田中（康）委員】

- 将来的にはICタグやQRコード等の導入で納得せざるを得ないとも思うが、やはり修理事業者の修理内容が今はあまり管理されていないということも事実であるため、今後も、修理したことを届出する等についての何らかの検討をすべき。

論点20（申請者の利便性の向上・手続の効率化）

【山崎委員】

- 申請者の利便性の向上に関して、電子的な手続での申請をできるよう見直していく

ことについて、N I T EにおけるJ C S S ・ M L A Pの手続では、現行ではフレキシブルディスク（フロッピーディスク）しか認められていないという状況であり、時代に合わせて見直していく必要があるというのは当然。実際に申請者からの要望も受けている。N I T Eの手続上は現在の紙による申請等の並行になるため、手続が増えることにはなるが、やはり申請者の利便性の向上を考え、改正すべき。